

痴漢加害者の再犯防止に関する陳情

東京都議会議長

宇田川 聡史 殿

2024 年 6 月 4 日提出

郵便番号

電話番号

一般社団法人日本若者協議会

代表 むろはし ゆうき 室橋 祐貴

【願意】

都において痴漢の加害者が早期に、長期で再犯防止に向けた支援を受けられる施策を導入していただきたい。

【理由】

痴漢は日常に存在する最も身近な性犯罪です。東京都が 2023 年に実施した痴漢被害実態把握調査によると、女性の 4 割超、男性の約 1 割が、これまでに痴漢被害にあったことがあり、被害者の 4 割は「我慢した・何もできなかった」、被害者の 6 割は、痴漢被害直後に誰にも連絡などしていない、という結果になっています。さらに、その被害の多くは 10 代になっています。

また、様々な性犯罪の中でも、痴漢行為の再犯率が高く、法務省の「平成 27 年版犯罪白書」によると、36.7%が再犯をしています。

しかし、このような被害実態・加害行為があるにもかかわらず、痴漢への対応は軽視され続け、効果的な対策を打ち出せていないというところが現状です。

現状では加害者が治療につながるまでに平均約 8 年かかっており、その間にも痴漢行為が繰り返され、その被害を受ける者がいます。

一方、性的依存症の「治療」プログラムを受けることによって、30%台と言われる痴漢の再犯率を 3%にまで抑えることができるというデータもあります。特に初犯年齢が早いと、再犯リスクが高くなると言われています（1 歳早まると再犯リスクが 2%高くなる）。

そのため、実刑になっていない加害者も含め、早期に長期で性犯罪再発防止指導 R3 などの再犯防止専門プログラムを受けられるようにすることが必要です。

また、プログラムの認知が進んでいないこともあり、加害者を再犯防止プログラム参加につなげることが困難となっています。そのため、駅等で加害者向けプログラムの紹介等により認知度向上を目指すことが重要です。

福岡県では、性暴力根絶条例に基づいて、性犯罪加害者への治療費の公費補助や、性暴力加害者の相談窓口を設置しており、東京都でも同様の仕組みが必要です。

【具体的な施策として】

痴漢加害者も、痴漢を繰り返すことに良心の呵責を覚える者も多く、そのような人に再び罪を犯させないためにも、再犯防止プログラムの導入とそれを受けやすくする環境整備が必要です。

例えば、福岡県や大阪府で行われている再犯防止プログラム・性暴力加害者相談窓口のような、加害者が手軽に自らのことを相談でき、その再犯防止に向けた取り組みを行うことのできる制度を早急に導入することが考えられます。

大阪府性犯罪者に対する心理カウンセリング支援制度や福岡県性暴力加害者相談窓口を参考に、

1. 電話受付

全ての性暴力加害者に対し門戸を開き、更生にチャレンジする機会を作る。

2. 面接相談

カウンセラーの資格を持った職員が対応にあたる。事情を聞き、必要なプログラムに案内する。

3. 再犯防止・社会復帰の実施

再犯防止専門プログラムの実施

社会復帰のための生活自立支援

問題行動を是正するための専門医療機関等の紹介

このような支援をすべきです。

また、再犯防止プログラムの認知を広めるためにも、駅等にポスター掲示や、警察・駅員等からの案内も必要です。

その上で、相談しやすさの担保、勇気を持って相談した性犯罪加害者を守るためにも、個人情報保護の方針に基づき、アウティング行為等は現に慎まれるべきであると考えます。

さらに、痴漢や盗撮などの加害者を生まないよう、若年層への教育を強化すべきです。

以上